

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書

横浜市と藤沢市は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者（以下「当事者」という。）の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定の対象者は、令和5年11月1日以後に両者の間で住所の異動をする当事者とする。

（連携方法）

第3条 当事者から転入（新たに横浜市又は藤沢市の市域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前に宣誓等を行った旨の申告を受けたときは、両者は、所定の要件を確認の上、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付するものとする。この場合において、両者は、所定の手続により、当事者に受領証カード（横浜市にあってはパートナーシップ宣誓書受領証明カードを、藤沢市にあってはパートナーシップ宣誓書受領証カードをいう。）を交付することができるものとする。

2 前項の規定により受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、当事者の氏名、生年月日、転入前の住所、交付番号等の申告に係る事項を転入前の市に通知するものとする。

（協定の解約）

第4条 この協定を継続できない事情が発生したときは、両者が協議の上、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第5条 両者は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告し、必要に応じて両者が協議の上、この協定を変更するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、

両者が協議の上、定めるものとする。

3 両者のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、両者が協議の上、必要な変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年10月25日

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市長 鈴木恒夫

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市長 山中竹春